

還付金詐欺が増加しています！**—ATMだけじゃない！ネットバンキングを使う手口にも注意—**

還付金詐欺とは、役所等(注1)をかたって自宅の固定電話等に電話をしてきて、税金や保険料等が還付されるなどと説明し、そのための手続きとしてATMに誘導するなどしてお金をだまし取る手口の詐欺です。

2022年度の還付金詐欺の相談件数は、過去5年間で最高となっており、トラブルにあわれている方の約95%が60歳以上です。近年、手口が多様化しており、ATMから振り込ませる従来の手口のほか、インターネットバンキングを使って振り込ませる手口も見られます。

注1 ここでいう「役所等」とは、市役所等の自治体窓口（保険課など）、年金事務所、厚生労働省等の中央省庁を指す。

役所等から「お金が返ってくる」という電話がかかってきたら、それは還付金詐欺です。

主な相談事例**【事例1】**

市役所から、健康保険の還付金があるのでATMに行くようにと電話があった。

【事例2】

年金事務所と金融機関を名乗った電話があり、指示通りにATMを操作したら振り込みをしていた。

【事例3】

インターネットバンキングで手続きをすると言われ、口座番号と暗証番号を伝えた。

**相談事例からみる還付金詐欺の手口**

- (1) **【役所等】**の担当者を名乗って**【電話】**をします。
- (2) 電話の中で消費者に**【お金が返ってくる話】**をします。
- (3) 役所等の担当者をかたる電話の後、金融機関の担当者をかたる電話がかかってくるなど、複数の人物が登場する**「劇場型勧誘」**も見られます。
- (4) **お金を受け取る手続きをするよう指示**します。

消費者へのアドバイス

- (1) **役所等から「お金が返ってくる」という電話がかかってきたら、それは還付金詐欺です。**
- (2) 還付金に心当たりがある場合は、自分で役所等の担当部署を調べたうえで連絡し、確認してください。
- (3) 「お金を返すために必要」などと言われ、名前や住所、銀行名、口座番号等の個人情報を聞かれても絶対に答えてはいけません。
- (4) 不審な電話の対策として、防犯機能付き電話機の導入や、電話機の留守番電話機能、ナンバー・ディスプレイ機能などを活用しましょう。

【国民生活センター】

★クイズ★成年年齢引下げクイズに挑戦！

気分が開放的になるこの時期は、若者の消費者トラブルに注意！特に18歳からは成年です。成年に達すると自分の意思で契約できるようになり、「未成年者取消（親権者などの保護者の同意がない契約を原則として取り消すことができる）」が適用されなくなるので注意が必要です！

問題：次の中で18歳でできることは何でしょう？

- ①お酒を飲む
- ②国民年金を納付する
- ③馬券を買う
- ④クレジットカードをつくる



※答えは裏面

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

◆令和5年度徳島県消費者大学校大学院 受講生募集！

徳島県消費者大学校大学院は、近年の複雑・多様化する消費者問題に対し、高度な専門知識を持った消費者活動の指導者を育成するため、毎年開講しています。今年度は、対面式講義を基本として実施します（「食品安全リスクコミュニケーター養成・食品表示コース」のみオンラインによる受講に対応します）。ぜひ、お申し込みください！

コース及び募集人数

- (1)専門教育コース 20名
- (2)エシカル消費コース 20名
- (3)食品安全リスクコミュニケーター養成・食品表示コース 30名

日程

令和5年9月5日～10月3日の間の
毎週火曜日 全5回
午前10時～正午、午後1時～午後3時

場所

とくぎんトモニプラザ 大会議室
徳島市寺島本町西1-5 アミコビル東館9階

【問合せ・申込み先】 NPO法人徳島県消費者協会

TEL.088-625-8285 FAX.088-625-8312 ※詳しくは、募集案内をご覧ください。

受講料

無料

テキスト代

1,500円

申込期間

令和5年8月8日(火)～8月29日(火)

受講手続

受講申込書に必要事項を記入の上、徳島県消費者協会まで郵送またはFAXで申し込んでください。

なお、「とくしま消費者交流広場」、「徳島県消費者協会」のホームページに掲載の「徳島県消費者大学校大学院 受講生募集」のページからお申し込みできます。



《コラム》子どもの水の事故に注意！

～県消費者法務専門員：中川まな美(弁護士)～

梅雨が終わり、暑い夏がやってきました。ご家族で海や川に行って、水遊びをする方も多いと思います。ところで、7月25日は、「世界溺水防止デー」です。世界では、毎年、推定23万6,000人が溺れており、特に、1歳から24歳までの子どもと若者については、溺死が死因の上位10位以内に入っているといわれています

(消費者庁ウェブサイト/https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_062/).

日本国内での令和4年の水難の発生状況を見ると、水難者は638人で、そのうち中学生以下が120人でした。水難者638人について、発生した場所別に見ると、海が318人、河川が277人でした。また、行為別にみると、水遊びが214人、魚とり・釣りが104人、水泳が68人でした(警察庁ウェブサイト/https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/r4_kaki_suinan.pdf)。

子どもは、声や音を出さず、静かに溺れるといわれています。海や川で遊ぶ際は、危険な場所に近づかないことはもちろん、必ずライフジャケットを正しく着用し、大人が目を離さないようにしましょう。

楽しい夏を！

★クイズの答え 正解：④クレジットカードをつくる（①②③は20歳から）

クレジットカード、アパート、スマートフォン等の契約が親などの同意なしでできるようになります。ローンを組んで高額商品も買えますが、未成年であることを理由に契約の取消しはできません。契約は慎重に行いましょう。※契約が条件付の場合もあります。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/

